

# 仕 様 書

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

(担当 井田、改田 電話 075-222-3955)

件 名	普通騒音計及びレベルレコーダの点検、校正及び法定検定等請負業務
契 約 期 間	契約締結日 ～ 令和6年12月27日
契 約 条 件	<p>1 普通騒音計及びレベルレコーダの点検、校正及び法定検定</p> <p>(1) 普通騒音計 リオン株式会社製普通騒音計（型式NL-42EX）2台について、当該機器の内部及び外部の破損、性能等を点検するとともに、日本産業規格（J I S）、国際電気標準会議（I E C）の規格に準拠した音響校正器による校正を行い、計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イに規定する検定の申請及び受検を実施し、同法第71条の条件に合格したものにする。</p> <p>(2) レベルレコーダ リオン株式会社製レベルレコーダ（型式LR-04）2台について、当該機器の内部及び外部の破損、性能等を点検するとともに、必要な校正を行った後に、一般財団法人日本品質保証機構等が定める騒音・振動レベル計用レベルレコーダ検査要領の検査を受検し、合格したものにする。</p> <p>2 各機器の回収及び返戻 各機器が配備されている所属から回収し、上記1に掲げる点検等を行い、検定等の合格後、当該機器が配備されていた所属に返戻すること。 なお、回収日時等については、予め相談すること。</p> <p>3 提出書類 業務完了後速やかに、実施した点検及び校正内容を記載した作業報告書（任意様式）を普通騒音計及びレベルレコーダごとに作成し、環境保全創造課に各1部提出すること。 また、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第72条に規定される検定機関が発行した普通騒音計の検定済証及び検査機関が発行したレベルレコーダーの検査合格証を作業報告書と併せて提出すること。</p>

4 その他

(1) 上記1に掲げる普通騒音計及びレベルレコーダは、下記のとおり配備されている。

機 器	所 属	配備 台数
普通騒音計 (型式 NL-42EX)	北部環境共生センター (京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階)	1台
	南部環境共生センター (京都市南区西九条森本町62-1)	1台
レベルレコーダ (型式 LR-04)	北部環境共生センター (京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階)	1台
	南部環境共生センター (京都市南区西九条森本町62-1)	1台

(2) いずれも点検時に施す軽微な修理については、点検費用に含めること。点検時に、想定費用の範囲を超える修理が必要であることが判明した場合は、速やかに報告すること。

なお、追加で修理等を行う場合は、別途、契約する。

(3) 京都市契約事務規則第36条に基づき、契約書の作成は省略する。

(4) 本件契約に係る費用は、業務履行後、請負業者からの適正な請求書の提出後、30日以内に支払うこととする。

(5) 業務の履行に伴い生じた請負業者の故意又は過失による損害については、請負業者が責任を負うこと。

(6) 本件仕様について疑義があるときは、契約締結前に本市との間で十分に協議すること。

(7) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市担当職員と協議のうえ、決定する。

契 約 条 件